

## 審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名：原子力災害対策特別措置法施行令
根 拠 条 項：第8条第1項
処 分 の 概 要：原子力緊急事態宣言の公示前における緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：奈良県知事、奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行令第33条第2項、災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
審 査 基 準： 車両の使用者の申出を受けた奈良県公安委員会は、当該車両が原子力災害特別措置法第26条第2項の規定において緊急事態応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 緊急事態応急対策の必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先： 警察本部交通部交通規制課、警察署等に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通規制課指導係（電話 0742-23-0110）
備 考：

## 審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名：原子力災害対策特別措置法施行令
根 拠 条 項：第8条第2項
処 分 の 概 要：緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：奈良県知事、奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行令第33条第1項、災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
審 査 基 準： 車両の使用者の申出を受けた奈良県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先： 確認及び申請は、警察本部、警察署、交通検問所等に行ってください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通規制課指導係（電話 0742-23-0110）
備 考：

## 審 査 基 準

令和 5 年 9 月 1 日 作成

法 令 名：原子力災害対策特別措置法施行令
根 拠 条 項：第 8 条第 1 項又は第 2 項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）：奈良県知事、奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第 6 条の 3 第 2 項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14 日
申 請 先： 警察本部交通部交通規制課、警察署等に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通規制課指導係（電話 0742-23-0110）
備 考：

## 審 査 基 準

令和 5 年 9 月 1 日 作成

法 令 名：原子力災害対策特別措置法施行令
根 拠 条 項：第 8 条第 1 項又は第 2 項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：奈良県知事、奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第 6 条の 4 第 2 項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14 日
申 請 先： 警察本部交通部交通規制課、警察署等に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通規制課指導係（電話 0742-23-0110）
備 考：